

スタートアップをめぐる取引に関する調査に係る調査票の発送開始及び積極的な情報提供のお願いについて

令和4年6月15日
公正取引委員会

公正取引委員会は、令和3年12月27日に取りまとめられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会)において、スタートアップをめぐる取引に関する調査(以下「スタートアップ調査」といいます。)を実施することとされているところ、本日、調査票を関係事業者に発送するとともに、調査票が届いていない事業者であっても、本件調査に参加することができるよう、公正取引委員会のウェブサイト上に本件調査に係る特設ページを開設しました。皆様からの積極的な情報提供をお願いいたします。

スタートアップ調査に係る特設ページ

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/startup/chosa.html

※本件調査は、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」(令和4年3月31日公正取引委員会・経済産業省。以下「指針」といいます。)のうち、特に、優越的地位の濫用に関する問題について調査を実施するものですが、その他の独占禁止法・競争政策上の問題(例:個人への買取請求が可能な買取請求権)についても積極的な情報提供をお願いいたします。

今後、公正取引委員会は、今回のスタートアップ調査の結果等を踏まえ、「優越Gメン」による立入調査を実施します。さらに、関係事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付の上、令和4年内を目途に調査結果を取りまとめます。

問い合わせ先

(スタートアップ調査、優越的地位の濫用に関すること)

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課
優越的地位濫用未然防止対策調査室

電話 03-3581-1882 (直通)

(指針、優越的地位の濫用以外の独占禁止法・競争政策上の問題に関すること)

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 取引企画課
取引調査室

電話 03-3581-3372 (直通)

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日
内閣官房
(新しい資本主義実現本部事務局)
消費者庁
厚生労働省
経済産業省
国土交通省
公正取引委員会

(略)

7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処

- ・ 「スタートアップとの事業連携に関する指針」(令和3年3月、公正取引委員会・経済産業省)を策定したところ。この指針にのっとり、新たに、下請代金法の適用対象とならない大企業とスタートアップとの取引について、5,000件程度の書面調査を実施する。
- ・ 調査の結果、
 - 秘密保持契約を締結しないままでの営業秘密の開示の要請
 - 秘密保持契約に違反して、スタートアップの営業秘密を活用した競合商品・役務の販売
 - 共同研究の成果に基づく知的財産権を大企業のみへ帰属させる契約の締結の要請

をはじめとする「優越的地位の濫用」が疑われる事案については、立入調査を行うとともに、関係事業者が自主的な検証・改善に取り組めるよう、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

(略)